

平成27年度 自治会長等会議録（要旨）

日時：平成27年 5月22日（金）

午後7時～9時

場所：市役所会議棟第6・7・8会議室

出席団体

自治会：75自治会中47自治会（欠席28）

集会所運営委員会：3団体中2団体（欠席1）

市側出席者

東大和市長、子ども生活部長、市民生活課長、総務管財課、ごみ対策課、福祉推進課、社会教育課、健康課、中央公民館、日本赤十字社、事務局（市民生活課職員）

議事

司会：子ども生活部長

次第

- 1 市長あいさつ
- 2 職員紹介
- 3 報告
 - (1) 「東大和市の自治会活性化への取組み」紹介
 - ・事例発表「青色防犯灯装着車による防犯パトロール」
東大和市新堀自治会 会長 井上一彦 氏
 - (2) 【市民生活課】
 - ・「東大和市の自治会活性化への取組み」について
- 4 連絡事項
 - (1) 【市民生活課】
 - ・平成27年度自治会補助金の交付申請及び平成26年度実績報告について
 - ・自治会長等登録・変更届の提出について
 - ・市民センター等の平成27年度利用に係る事前予約について
 - ・各自治会の区域の確認について
 - ・東京都「地域の底力再生事業助成」について
 - ・「自治会の手引き」、「自治会加入のご案内」の活用のご案内
 - ・男女共同参画川柳の募集
 - ・消費生活相談
 - (2) 【総務管財課】
 - ・平成27年国勢調査 調査員の推薦について
 - (3) 【ごみ対策課】
 - ・有料ごみ袋の取扱いについて

(4) 【福祉推進課】

- ・災害時要配慮者支援の進め方について
- ・日赤募金についてのお願い

(5) 【社会教育課】

- ・ふれあい市民運動会について

(6) 【健康課】

- ・東大和病院 小児初期平日準夜間診療について
- ・祝日等歯科応急診療事業について

(7) 【中央公民館】

- ・第18回中央公民館まつりについて

5 質疑応答及び自治会間の情報交換・意見交換

1 市長あいさつ

皆さんこんばんは。

夜分遅く、大変お忙しい中、自治会長等会議ということで、多くの皆様にご出席いただきましたことを感謝申し上げます。

日頃から、市政にたいしまして、多大なるご理解とご協力をいただいておりますことを、改めて感謝申し上げます。

市といたしましては、自治会のお力は、地域の防災をはじめ、防犯そして環境維持、地域の交流など、安全、安心な街づくりを推進していくためには、欠かすことのできないものであると考えてございます。中でも防災に強い街づくり、地域づくりの活動や防犯、高齢者の見守り活動などに、積極的に取り組みをいただき、大変、感謝しております。

地域の課題は、とても行政だけの力では取り組むことができません。地域の皆様方のご協力なくしては、推進できないものと考えているところでございます。

本日は、地域力を生かした街づくりの実践例として、このあと、青色防犯灯を装着車である防犯パトロールについてのご報告をいただけたらとうかがってございます。市といたしましても参考とさせていただきますながら、今後も自治会の皆様とかかわりをもっていただきながら、住みよい街づくりを目指してまいります。

簡単ではございますが、今後とも皆様方のご理解とご協力をよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

2 職員紹介

事務局職員の紹介

3 報告

(1) 「東大和市の自治会活性化への取組み」前年度の自治会の取組み（資料2）

- ・事例発表「青色防犯灯装着車による防犯パトロール」

東大和市新堀自治会 会長 井上一彦 氏

ただいまご紹介いただきました、東大和市新堀自治会会長の井上と申します。私は、新堀自治会長、今年で15年目になります。東大和の中でもだいぶ長い自治会長になると思います。私どもの自治会は、昔は会長は1年交代ということで、なかなかこういうものは実行できなかったのです。一戸建て、特に夜間、東大和市駅からうちの新堀のところは、野火止があつて、真っ暗なのです。過去に何回も女性が後ろから無灯火でつけられる事例が何件かありました。

そこで、何をしたかということ、まずは自前でパトロールをずっとしてきました。途中、青色パトロールの、警視庁の規約が変わりまして、個人の車で登録できるということを聞きまして、それをきっかけにこの青色パトロールの防犯パトロールを始めた次第です。

趣旨は、市長も言うておられたように、安全で住みよい街づくりを推進するということが大前提ではじめます。防犯パトロールは、犯罪の未然防止、それが大前提になります。あとは、学校及び警察関係の協力を得ながらパトロールをするということで、もう6年になりましたけれども、どういうことをやっているかということ、今着ているチョッキ、それから防犯パトロールの腕章、これが重要。青色パトロールの実施車証ということで、警視総監の印がないと運転できません。自治会でも約10名運転できる者がそろえてあります。それと、車には青色回転灯装着車ということで、これを必ず後ろに見えるように、後ろから貼ります。なおかつ特別警戒実施中ということで、東大和警察署の許可を得て、東大和警察署及び新堀自治会という、このマグネットを車にきちっと貼って回っています。

あと、青色回転灯ですが、車を固定していれば、大きい回転灯をつければよいのですが、個人の車なので普段は私用に使うため、それをはずせるようにということで、装着できるようなものが売っています。これをやる時にはつける、終わったら外すということです。

結構、夜間なので、光るんです。昼間やってもいいんですけど、特に夜間が非常に人通りが少ない。特に私がやっているのは、夜10時～12時、多分皆様寝てらっしゃるかなと思うのですが、これが一番犯罪が多い時間帯です。

東大和新堀は東大和市駅と小川駅のちょうど真ん中なんですね。何が起きるかということ、自転車を乗ってきて、ポイっと置いていってしまう。当初始めたときは、3日に1回ぐらいあったのですが、それをパトロールやりながら必死に撤去しました。そうすると、乗ってくる人間が決まっていると思うので、だんだん減って今はほとんどありません。

この間も1台ありましたけれども、最近は何もせずに自転車の放置自転車は出ていません。なぜ、放置自転車の撤去をやるのかということ、放置自転車をずっと置いてあるということは、地域の中で全然関心がない。泥棒のもってこいの場所になってしまいます。ですから、地域の中で必ずそういうものがあつたら早く撤去するということをやっていけば、泥棒も入らなくなるということです。

ぜひ、皆様をお願いしたいことは、個人の車を登録して、できましたら自治会として是非、まだ私の自治会以外やっぺいらっしゃらないと思いますけれども、これから1つ、2つと増えていっていただければ、もっと住みよい街になるのではないかなと思います。あちこちで、青色回転灯が走っているということは、泥棒も来ないし、夜悪さする人もいないし、夏休みになると、中高生がよく遊んでいますけれども、これを回るとスーッと散っていきます。警察と間違ふんですね。警察ではないので、注意できないので、そういったときにはすぐ交番に行って巡回してください、ということで、お願いに上がります。

この前も市役所の方と一緒に回ったのですが、たまたま2つの大きな事件に遭遇しまして、1つは、ご家庭の友達同士のいざこざがあつて、向こうの親が怒鳴り込んできた状況で、横に警察官が1人来ていましたが、子どもは震えていました。私達が行ったら、子どもが駆け寄ってきて、助けてくださ

い、ということで、警察官と間違ふんですね。それで、安心していただいたと、子どもが安心したような状態だったので、そういう意味でも青パトというのは、非常に有効ではないのかなと思います。

もう1つは、巡回している中で、「今、不審者に声かけられました。何かあったんですか」ということで、やっぱり警察と間違えて、話しかけてきました。見た目は、赤も青もいっしょに見えるんですね。ですから地域の中で、もしできるのであれば、是非やっていただきたい。そんなに登録は難しくないで、申請書を書いて、自治会さんであれば必ず通りますので、是非これを登録していただいて、自分の家の車を提供してもいいということであれば、ぜひやっていただきたいなと思っています。

(市長)

ごくろうさまでございました。井上会長には、防災等、地域の安全、安心ということで、特に、防災、防犯ということで力を入れて活動していただいていると思ってございます。高齢の方の防災時における避難訓練等を積極的にやっていただいているというふうに思っております。今回の青色の防犯灯のパトロールということでございますけれども、市の方もあるいは防犯協会等でいろいろなところで青色のパトロールを使ってやっているわけです。今回自治会ということで、主体的にやっていることをすばらしいことだなというふうに思っております。それぞれの自治会には、それぞれの考え方がいろいろあるかと思っておりますけれども、このような活動も参考になるのではないかなというふうに思いますし、また、これ以外にもそれぞれの自治会の個性というか、地域性というか、そういうふうなものもたくさんあると思います。そういった中で、自治会の主体的な活動が今回のこのような報告をもとに、活発になっていけばいいのではないかなと思ったところでございます。本当にありがとうございます。

情報提供：清水自治会

うちの近くにいる女子学生が、非常に新堀の方にお世話になったことがありまして、自転車のチェーンが外れ、1人でベソをかきながら直していたら、おじさんが出てきて、チェーンを直してくれたと。「おじさん、名前を教えてください」と言ったのですが、「そんなのいいよ。早く帰りなさい」と言ってくれたとのこと。そういう地域性というのを、近くの女子学生が感動して話してくれたことがありまして、会長はじめ、皆さんがごく当たり前のこととして、大変な中をやってくださっているということが、非常に大事なことだなと思っておりますので、この席を借りてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

質問：東大和市上北台1丁目自治会

新堀自治会の平均年齢というのはどのくらいなのでしょう。私共は70歳以上、75歳以上がほとんどになってきています。今、有意義な活動をされているのに、若い人が多いのかなという気がしたのですが。

回答：東大和市新堀自治会

うちの方も50年経っていますので、かなり高齢化が進んでいまして、65才以上の方について、防災のために各世帯、構成を全部とりました。そうすると、65才以上は約6割もいました。この時代、班長さんも毎年交代です。そのような中で、若い人も入ってきます。住宅地なので、大きい古い家を売って、3分割され新しい家がどんどん建っています。そうすると、新しい若い方が入ってくる

ので、その人たちをターゲットに今、やってもらおうようにはしていますけれど、なかなかこれを固定化するというのは難しいと思います。パトロールも防災もそうなのですが、固定化してやると、多分役をつけると、みんな辞めてしまうので、今、そこまでしていませんけれども、まず、若い人たちに関心をもってもらおうということで、とりあえず、なんとかやっている状況ですので、多分皆さんと同じ状況なのかなと思います。

(2) 【市民生活課】

・「東大和市の自治会活性化への取組み」 (資料3)

市民生活課 田村課長

平成26年度に行いました自治会活性化の取組み及び平成27年度の取組みにつきまして、資料3に基づきまして、ご説明させていただきます。

《平成26年度の取組み》

・【新規】 マンション管理組合理事長会議の開催

昨年度初めてマンションの管理組合を対象にした理事長会議を開催いたしました。皆様ご存知のとおり、東大和市で特に桜が丘の地域にマンションが大変多く建っています。そして5年毎の推移を見ていただきますと、平成10年には共同住宅と一戸建てと数値を比較では、共同住宅の方が少なく一戸建ての方が多かったのですが、平成15年以降は、この数字が逆転いたしまして、マンションといった共同住宅の方が東大和市では多くなっています。

分譲マンション数の推移ということで、平成12年度から平成24年度までの推移を見ていただきましても、分譲マンションの数が平成12年度から比べますと、約倍ということになっております。このような東大和市の状況を考えまして、管理組合さん同士の横のつながり、それから情報交換の場が欲しいといったご要望もいただきましたので、昨年度初めて開催させていただきました。管理組合は、自治会と異なり財産管理が目的の団体でございますので、性格的には違うのですが、やはり同じ共同住宅の中で、生活をともにしていますと、ごみのルールの問題ですとか、人同士のコミュニティの問題ですとか、同じような悩みをそれぞれのマンション管理組合でお持ちだということがわかりましたので、初めて顔をあわせていただいて情報交換できたのは、よい機会だったと思っております。

・市公式ホームページへの自治会等の活動の掲載

市公式ホームページへの自治会等の活動の掲載ということで、平成25年度は1回の取組みでしたが、26年度は8回ほど掲載をさせていただきました。レポートについては、市民生活課で皆様の活動に参加させていただき、お邪魔させていただきました。活動レポートということでまとめさせていただきます、掲載をしたものでございます。お邪魔させていただきました自治会長様の皆様、ご協力ありがとうございました。

・定期総会・役員会等の会場確保（先行予約）

今まで、集会施設を所有されていない自治会が定期総会や役員会を行うにあたっての会場確保のお手伝いをさせていただきました。皆様にご利用いただいたところでございます。平成26年度は61件のご利用をいただきました。それ以外に、26年度の変更としては、集会施設をもっていらない自治会でも、集会施設が狭いために、総会ですとか大きな行事をやるときに、先行予約をされたい

といった場合に、この制度をご利用いただくような形に変更させていただいております。

・【新規】コミュニティ助成のとりまとめ

財団法人自治総合センターの助成事業を利用いたしまして、コミュニティ活動に必要な備品等の整備に対しまして、それぞれ各自治会からご希望を出していただき、申請をしたところでございます。申請いただいてから備品をお渡しするまで、1年ぐらいかかってしまうものですので、まだご申請いただいた方々にはお渡しの方できていませんけれども、各自治会から要望を取りまとめて提出の方させていただきました。

・自治会等との情報交換

26年度13件ということで、数字をあげさせていただきました。これ以外にも皆様に窓口に来ていただきましたり、外でお会いしたときに声かけしていただき、いろいろな情報交換の場面を持たせていただいているところです。先ほどの取材ですとか、それからこちらの方から行事に参加させていただいたり、ちょっと自治会で困っていることあるんだけど、ということで、情報交換の場を持つたりということで13件ほどがございました。

その下の参考の数字ですけれども、こちら今現在の自治会の加入率の状況で、平成25年度と26年度の比較を掲載させていただいております。総世帯数が26年度は25年度に比較しまして579世帯増加の37,275世帯。自治会の加入世帯が平成25年度の13,245世帯、平成26年度は13,101世帯で、144世帯の減少となっております。

続きまして、自治会の加入率は平成26年度が35.1%で1ポイント減少ということに現状はなっております。自治会の数ですけれども、こちらは平成25年度、26年度、75自治会ということで増減はございません。

《平成27年度の取組み》

先ほどマンション管理組合の取組みのことをご報告させていただきましたが、今年度、自治会、マンション管理組合のそれぞれを地域のコミュニティということにとらえさせていただいて、それぞれの性格は違いますけれども、市全体の地域コミュニティが地域の街づくりの核として活性化していくように取り組んでまいりたいと思っております。

それから、市民の皆様にご理解いただけるように、先ほど部長からも報告がありましたけれども、今までは市のホームページからでしか皆様の活動を発信といいますか、掲載することができなかったんですが、今年度から、スペースの関係で長くは載せられませんが、市報に写真と記事で自治会の活動の様子をご紹介させていただきたいと考えております。

1回目が6月1日号の市報に先ほどの新堀自治会の活動の様子が、市報に掲載されますので、是非ご覧になってください。今後も掲載を続けていきたいと思っております。

自治会に未加入の方の加入促進、それから自治会のない地域の問題については、引き続き課題として捉えておりまして、なかなか解決には至っておりません。昨年度の市民運動会の時に、立って見ていらした方たちに『自治会に入りませんか。自治会はこういった活動してますよ』というチラシを皆様にティッシュとかと併せて配らせていただきました。それがどれだけの効果があったのかと言われるとまだ何も申し上げられませんが、なるべくそういった形でいろいろなイベントに出て行きまして、なるべく自治会の皆様の活動、それから自治会のことを知っていただく場面をつくりたいと思っております。今年度も引き続きよろしく申し上げます。

質問：湖南自治会

今のご説明の中で、コミュニティ助成の取りまとめというのがございます。私たちは、自治会が主催して資源回収をやっていますが、その住民への日程とかを知らせております。また、市からいただいた資料とかを掲示板に掲示しております。その掲示板が相当年代を経て、修繕が必要になってきています。こういうときに、コミュニティの助成ということで申請することが可能かどうかお尋ねします。

回答：市民生活課長

掲示板ということですが、昨年度、先ほどご報告しましたコミュニティ助成で申請された団体さんで掲示板というのが助成決定になっております。今年度も何とも申し上げられないのですが昨年度出していたいただいたのは通っております。

4 連絡事項

(1)【市民生活課】

・平成27年度自治会補助金交付申請等について（資料4～7）

(1) 平成26年度自治会補助金実績報告書については、昨年度に申請いただいた全ての自治会に提出していただくことになります。金額については全て事務局で記載してあります。

必ず決算報告書と一緒にご提出ください。

(2) 平成27年度自治会補助金交付申請書・請求書を提出してください。

(3) 登録依頼書については、会長が変更になった自治会、振込口座に変更がある自治会は提出が必要です。

(4) 委任状は、「口座振替を希望する自治会で、口座名義人が会長以外の場合」「現金払いで会長以外の方が受け取りに来る場合」は必要になります。

その他

- ・6月26日（金）までにご提出ください。
- ・印鑑は自動浸透印を使用しないでください。
- ・訂正する場合には修正液等を使用せず、二重線を引いて訂正印を押印してください。
- ・会長以外の方が補助金の手続きを担当されている自治会は、申請書の余白に担当者の住所・氏名・電話番号などの連絡先を記入してください。
- ・補助金交付請求書、委任状には日付を記入しないでください。手続きの際に事務局で記入します。
- ・印鑑を押印した書類については捨印のご協力をお願いします。

(※事務局注：補助金申請の詳細な説明については省略します)

・自治会長等 登録・変更届について

本日の会議開催通知と合わせ、事前に送付済みではありますが、4月21日時点で提出されていなかった自治会に送付させていただきました。発送直後に窓口やFAXなどでご提出していただいた自治会については重複してのご案内となってしまう申し訳ありません。自治会長が変更になった場合、また、継続をされている方につきましても個人情報の取り扱いについて確認させていただいております

ので、毎年必ず提出をお願いします。

・市民センター等の利用に係る事前予約について（資料5）

こちらは自治会長の負担軽減を図るために平成24年度の施設利用分から開始しました。自治会の定期総会等を利用目的とした場合で一定の要件を満たしている場合に市民センターなど市民生活課及び公民館が管轄する施設の事前予約が可能になる制度です。その利用に係る事前予約についてご案内申し上げます。

1 事前予約が可能な事業 として

- (1) 定期総会など、人数が多いため会場の確保が困難な事業、講習会
等で講師との調整のため早期に会場を確保する必要がある事業
- (2) 自治会役員会

以上を事前予約が可能な事業として、設定しております。

2 予約ができる自治会

予約ができる自治会は、東大和市自治会補助金のうち、集会施設に関する補助を受けていない自治会であります。

なお、昨年度までは、集会施設を所有している自治会がこの事前予約制度を利用した場合には、次年度の集会施設に関する補助金は受けられないとしておりましたが、昨年12月にご案内させていただきましたとおり、27年度利用分から、集会施設を所有している自治会であっても、定期総会等で人数が多く集まることが想定され、所有している集会施設では収容しきれないといった場合は、事前予約制度を利用しつつ、かつ集会施設に関する補助を受けられることと変更をいたしました。

3 予約が可能な施設

- ・市民センター（奈良橋市民センター、桜が丘市民センター、向原市民センター、清原市民センター）・新堀地区会館・地区集会所（清水集会所、芋窪集会所、仲原集会所、湖畔集会所、玉川上水集会所）
- ・中央公民館、南街公民館、狭山公民館、蔵敷公民館、上北台公民館

となります。ただし、自治会役員会の事前予約につきましては、市民センター・地区会館・地区集会所のみとなっております。公民館は利用できません。

4 休館日

奈良橋市民センター、向原市民センター、清原市民センター、新堀地区会館は木曜日、公民館は月曜日が休館日となります。また、年末年始は各施設とも休館となります。

5 予約回数

1年間（4月から翌年3月）につき1回、午前・午後・夜間のうち連続する2区分を限度として予約できます。なお、年1回以上の利用を希望される場合にはご相談ください。なお、自治会役員会については、1か月間に1回、1部屋、午前・午後・夜間のうち1区分を予約できます。

6 予約方法

- ・予約については、利用する日が属する月の前々月の15日（以下「申請締切日」とする。）までに、市役所3階市民生活課へ別添の事前予約申請書を持参、Eメール、ファクスまたは郵送いずれかの方法で提出して下さい。後日、事前予約許可証と施設利用承認書（許可書）を発行しますので、利用当日にお持ちください。

7 その他

今後、事前予約の条件・予約方法等を変更することもございます。変更の際には改めて通知いたし

ます。なお、28年度の予約受付については、受付開始日等が決定しだい、改めて通知文を送付いたします。

・各自治会の区域の確認について

各自治会の区域の確認についての御協力をお願いであります。市民生活課では、各自治会の皆様の区域について、地図に落とし込んだものを資料として持っておりますが、いささか年月が過ぎたため、あらためて各自治会区域の情報との照合をさせていただきたいと考えております。

つきましては、補助金の申請等で窓口にお越しになられた際に、あわせて区域の確認についても行わせていただきたいと思いますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

・地域の底力再生事業助成及びコミュニティ助成について

東京都が行っている「地域の底力再生事業助成」及び「コミュニティ助成」（いわゆる宝くじ助成）に係るお知らせです。こちらの地域の底力再生事業助成は、地域活動の担い手である町会・自治会の皆さんが行う地域の課題を解決するための取組を推進し、「地域力」の向上を図る事業に対して、東京都が助成を行うものです。

先般、東京都からこの助成に係る自治会向け説明会を、希望団体がある場合、東京都職員が各市へ訪問し、直接事業内容や申請方法について説明させていただく旨の通知がありました。実施期間は、土・日曜、祝日を除く6月1日（月）から7月31日（金）まで、1回あたりの実施時間は1時間から1時間30分を想定しているとのことです。

なお、説明会は1つの区市町村につき1回までとのことです。複数の自治会の皆様方が希望される場合は、会場としてこちらの会議棟を確保し、開催したいと思っております。希望する自治会が1つのみの場合は、会場等について別途調整させていただきたいと思っております。説明会の開催を希望する場合、参加予定団体数を回答することから、説明会をご希望の自治会におかれましては、来週27日（水）までに市民生活課までご連絡願います。

次にコミュニティ助成（いわゆる宝くじ助成）についてです。こちらは、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施する助成であります。昨年度は6つの自治会が備品の購入などを申請をされ、先日助成決定の通知があったところです。今年度の申請、つまり来年度の引き渡しとなりますが、これに向けた通知は今現在まだ届いておりませんが、もし、今年度申請を考えておられる自治会がありましたら、事前に市民生活課に情報提供いただければ幸いです。皆様方への依頼の通知は、昨年の例で申し上げますと9月上旬に、申請にあたっての関係書類の提出期限は9月下旬になるかと思っております。見積書や参考資料の提出など、多くの書類を短期間に用意していただく必要がありますので、その際にはご協力のほど、よろしくお願いいたします。

・「自治会加入のご案内」、「自治会の手引き」の活用のご案内

市では自治会長や役員の皆様の負担軽減対策の一つとして「自治会加入のご案内」、「自治会の手引き」を作成しておりますので、ぜひご活用ください。自治会への加入促進で配布するためや役員へ手引きを配布するために、数が必要な方は事前に必要部数をご連絡のうえ、市民生活課窓口でお受け取りください。

・第11回男女共同参画川柳の作品募集

第11回男女共同参画川柳の作品を10月30日（金）まで募集をいたします。本日はチラシを

同封いたしました。不足する場合は、市役所1階市民ロビー、市民生活課、市民センター、公民館、図書館等にもチラシを置いておりますのでご利用ください。なお、コピーをしてご利用いただいても結構です。応募方法をご覧のうえぜひご応募ください。

・消費生活相談について

昨年度までは毎週月・水・金曜日に実施していましたが、今年度から火曜日も実施することとし、週4日の実施となりましたので、この場を借りましてお知らせいたします。

(2) 【総務管財課】

・平成27年国勢調査 調査員の推薦について (資料8)

今年の10月1日に5年に1度の国勢調査が実施されます。自治会長の皆様には、調査員の募集案内ということで、先日回覧の周知にご協力いただきまして、ありがとうございました。

東大和市では、1調査員が50世帯から80世帯を担当するという形で、約500名の調査員を募集しているところですが、昨日までに181名の方に登録を申請いただきました。まだまだ、調査員が不足しているという状況でございます。皆様のご協力を賜りたく、本日お願いに参りました。ご協力いただける場合は、添付してあります返信用封筒に、調査員の推薦名簿などを同封していただきまして、6月22日までに郵送でこちらの方に返信をしていただければと思います。推薦者数につきましては、80世帯に1名を目安で、推薦いただければと思います。

調査の概要を申し上げますと、今回、個人情報保護の意識の高まり等で、オートロックマンション、昼間不在の方の世帯が増えているということで、インターネットでの回答を促すといった、インターネット先行方式というものを行う形になっております。調査の手順といたしましては、9月上旬にインターネットの案内を配布し、回答を受けるということで進めていくところでございます。その後、9月、10月にかけて、インターネットで未回答、回答されていない世帯を訪問いたしまして、従来の紙の調査票で配布回収をしていくという形になっております。調査票の提出方法につきましては、インターネットの回答であったり、郵送による提出、また、調査員への直接の提出など方法は世帯が選択するという形になります。

また今回、調査員が必要となる地図などをあらかじめこちらの方で用意させていただきながら、容易に調査が完成できるような形で、負担軽減を考えておりますので、よろしく願いいたします。

今回、自治会にお願いするのは、これはあくまでも強制ではございませんが、先ほど申し上げました、現状、調査員がまだ不足しているということをご了承いただきまして、やはり皆様の協力をいただかない限り、こちらの調査を実施することができないと思いますので、是非ご理解とご支援のほどをよろしく願いいたします。調査員の概要、任命期間や報酬額につきましては、資料に記載されている内容でございますので、こちらをご覧になっていただき、自治会で推薦をお願いできればと思います。

(3) 【ごみ対策課】

・有料ごみ袋の取扱いについて (資料9)

昨年10月から有料化されました家庭廃棄物の指定収集袋の使い方でございます。資料にございますとおり、指定収集袋に余裕があるような状態で見られるケースが見られまして、複数の袋をお使いいただくなど、ごみの量にあった袋を使っていたらいいという点が1点でございます。

より小さい袋を使うといった意識をお持ちいただくことによりまして、今後もごみの減量に結びついていくのではないかと思いますので、ご協力の方よろしく申し上げます。また、可燃ごみ等の中に紙・布資源が混ざっているといったようなことも見られますので、更なる分別の徹底もお願いしたいと思います。続きまして、2点目はペットボトル等、有料化の対象外のものを出される場合に、誤って指定収集袋を使われる方がいらっしゃるといったことがございます。このことについても、併せてご周知いただければと考えております。今年の3月までの6ヶ月間の家庭廃棄物の排出状況を少し報告させていただきます。平成25年度との比較でございますが、この半年間、可燃ごみで約11%、不燃ごみで約48%、容器包装プラスチックで約2%減といった効果が出てございます。こちらにつきましては、皆様方のご理解とご協力によるものととらえております。引き続き廃棄物の減量にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（４）【福祉推進課・日本赤十字社】

・災害時要配慮者支援の進め方について（資料10）

避難行動要支援者登録制度は、災害時に家族の支援を受けられず、自力での避難が困難な方について支援できる体制を整えるものとなっております。自助、共助、公助と言われている中の共助の仕組みづくりとして、災害時に支援が必要な方と、支援する立場となりうる自治会等の地域の方々等、名簿によって結びつけることを中心とした事業となっております。チラシの中段の図をご覧ください。まず①番として、市から支援が必要だと思われる方に、名簿登録についての意向を確認しております。②番として、自治会など名簿の管理や、③番に例示しております、名簿を活用した地域での支えあい活動に関する協定を市と結んでいただいて、名簿を市から受けるという形になります。名簿を受け取った自治会等は、③としまして、名簿を活用した日頃からの見守りですとか、地域での防災関連の参加の呼びかけですとか、個別支援計画の作成の手伝いに取り組んでいただきたいと思っております。

いざ、災害が起こった際は、日頃からの関係を活かした安否の確認ですとか、避難誘導、そういった支援を可能な範囲で行っていただくというものになってございます。地域のことは地域で守るといふ共助の精神を制度化したものと理解していただけたらと思っております。具体的な対象者についてですが、下段に記載しているとおりでございます。この登録受付を市内全域で実施しておりますが、②、③の部分については、平成23年度から湖畔地区をモデル地区として実施してございまして、南街地区、蔵敷地区の一部の自治会でもご協力いただいております。昨年度といたしましては、向原地区の一部においても取組みをいただいているところでございます。また、モデル事業を通じて得ました地域への取組みそういった成果や実例を反映させまして、平成25年3月に作成したものが冊子でございます。この冊子は、避難行動要支援者を地域の皆さんで支えあう体制を作るための方法やポイントを整理したものとなっております。皆様の地域におかれましても、これらの冊子を参考に地域での取組みにつなげていただけたら幸いです。

・日赤募金についてお願い（日本赤十字社より）

本日は、赤十字活動資金募集のご協力のお願いをさせていただきたいと存じます。平成26年度における東京都支部全体の活動資金の募集は、11億5千万円を超えるご協力をいただくことができました。そのうち地区の皆様方をお願いいたしました活動資金につきましても東京都支部全体で5億9千万円を超え、ほぼ目標に近いご協力をいただくことができました。また、東大和市地区様におかれましても、190万円を超えるご協力をいただきました。まだまだ、厳しい経済状況の中にあっても

このように結果が得られましたのは、本日お集りいただきました皆様方のお力添えによるものでございます。この場をお借りいたしまして、重ねて御礼を申し上げます。

日本赤十字社では、東日本大震災の教訓を踏まえ、首都直下地震に備えるために、迅速かつ、実効性の高い救護活動ができるように、資機材や救護品の整備とともに、救援、救護要員やボランティアに対する研修や訓練の充実をはかっているところでございます。また、1人でも多くの方が、減災意識を持ち、自助、共助の重要性を認識し、備えることができるよう、地域や事業所での赤十字減災セミナーを開催し、自主防災組織等へのご提供、あるいは、学校等での学習プログラムにも災害の折込を入れさせていただいているところでございます。

4月25日に発生いたしましたネパール地震災害では、救護活動に向けて、直ちに先遣隊を派遣し、併せて、ネパール赤十字社や、国際赤十字による救護活動の支援金や、洗面用具などの衛生キット、毛布、蚊帳等の物資を含め支援を行っているところでございます。赤十字減災セミナーにおかれましては、災害対策の一環として、被害をできるだけ小さくする取組みとして、このようなセミナーを実施しております。東日本大震災の教訓を受けての訓練、あるいは直下地震の被害想定、避難所の過ごし方等の公演や、あるいはご要望によりまして救急法、AED、非常炊き出しの自炊などセミナーを開催させていただきます。是非自治会様の防災訓練や防災の研修の際に、赤十字をおつかいいただきますようお願いを申し上げます。

このような赤十字の人道事業の実施は、すべて皆様方の善意のご協力により、支えられております。皆様方には、たいへんご負担をおかけいたしますが、なお一層のご支援とお力添えのもと、赤十字の活動資金募集とご協力を賜りたく、何卒お願い申し上げます。

(5) 【社会教育課】

・ふれあい市民運動会について (資料11)

第45回ふれあい市民運動会につきましてのお知らせとお願いでございます。昨年度、参加形態の見直しやイベントや体験コーナーの充実により、前回の1,000人以上を上回る市民の皆様にご参加いただきました。ふれあい市民運動会を今年も実施をいたします。現在、実行委員会を組織しまして、事業内容等を検討してございますが、対抗種目におきまして、昨年同様、従来のブロックに加え、少人数でも参加できる体制といたしましたので、是非各自治会におかれましては、参加のご検討をお願いいたします。開催日時でございますが、9月27日の日曜日を予定してございます。場所は上仲原公園野球場でございます。お申込みの4競技につきましては、チラシに掲載があるとおりでございますが、7月1日から8月31日までを申込期間といたしまして、自治会の皆様には、後日、事前申込団体募集のチラシをご送付させていただきます。また、自由参加種目につきまして、チラシには検討中と書いてございますが、昨日開かれた実行委員会の中で、昨年好評だったパン食い競争など5種目の競技が決定をいたしました。なお、従前のブロックの皆様につきましては、別途、説明の機会を設けさせていただきますので、ブロック長がお決まりでしたら、連絡先を事務局まで教えていただければ助かります。

(6) 【健康課】

・東大和病院 小児初期平日準夜間診療について

・祝日等歯科応急診療事業について

祝日等歯科応急診療事業は、祝日や年末年始等に診療を行う歯科診療機関が市内にはございません

ので、そういったときに歯科クリニックで順番に診療を行うものでございます。こちらは、午前9時30分～午後4時までの間、このチラシの一覧表に書いてあるとおり、市内の歯科診療所で順番に行っております。毎月15日の市報やホームページ等にも掲載されていますけれども、是非皆様ご利用くださるようお願いいたします。

つづいて2つ目になります。小児初期平日準夜間診療事業のご紹介でございます。これは、平日の火曜日、水曜日、金曜日の午後7時～9時30分までの間、東大和病院におきまして、小児科の診療をお受けになることができる内容となっております。市内には小児科がございましたけれども診療は午後6時や6時30分で終了となりますので、市内の小児科の診療には間に合わないとき、なおかつ、次の日まで待つのがちょっと心配なときなどに是非診療等にご利用くださるようお願いいたします。

この2つの事業とも皆様の健康を守るために是非ご利用いただき、また、会員の皆様には回覧等でご承知くださいますようお願いいたします。

(7)【中央公民館】

・第18回中央公民館まつりについて

本年度の中央公民館まつりにつきましては、例年ですと宣伝が中央公民館の近隣の方ですとか、中央公民館をお使いの方に限らしていただいたような状況でございますが、今回の公民館まつりの実行委員がかなりがんばってくださっておりまして、公民館まつりの内容がだいぶ充実したものになっております。そこで市内の皆様が中央公民館を知っていただきたいということで、ご案内したいと思っております。

戦後70年の平和祈念ということで、新井勝紘先生の五日市憲法草案に関してのご講演などもいただきます。平和に関しては、折鶴を皆さんで折鶴をつくり、ホールのロビーに折鶴の絵を作っているところです。今もロビーの方に飾ってございますので、みなさんに折鶴を折っていただき、どんどん貼っていて、平和を祈念する折鶴を作っていく予定でございます。

その他にも、お子さん向けのイベントもかなり充実しております。体育あそびですとか、例年にはない、縁日も、魚釣り遊びですとか、ルーレット、お菓子、綿菓子など充実しております。それから、市内の高校生や幼稚園生による、パフォーマンスを多数用意しております。模擬店につきましても、福祉団体様だけでなく、実行委員さんの方でかなり力を入れて、ご来館の皆様楽しんでいただく予定になっております。ぜひ、中央公民館をご存じのない市民の方にも来ていただきまして、中央公民館を知っていただければと思いますので、どうぞご宣伝の方よろしくをお願いいたします。

(司会) 以上報告事項を終了いたします。報告事項に対しての質疑応答、自治会間の情報提供のお時間とさせていただきます。

質問：東大和市新堀自治会

- ①市民生活課の自治会長等登録変更届の提出について。自治会長さんが変わらなければそのままではないかと。変わった時に変更届を作りなさいということでお願いしているわけです。これがなぜかという、紙の無駄です。ファイルにしても個人情報の問題もあるので、なるべく少ないような形をとってもらい、変わったところに追加していくということすれば紙の無駄をなくすし、手間もかからないし、自治会の負担も無くなるということで、これはもう一度検討して欲しい。私は15年やっていて15年毎回出すのかという話になると、ちょっと面倒くさいな

ということで、私はサラリーマンなので、そんな時間もないので、できるだけ割愛してほしいなということが1点。

- ②国勢調査の件。自治会にやりましたらどうですか。うちは自治会の260世帯やればその分補助金としてもらったほうがいいのか。自治会の要するに活動資金が足りないところは、そうやって自治会で会費を集めたりしているところもある。
- ③自治会の活性化委員会の件。昔やっていたのですが、途中で途切れ、その時何をやっていたかという、自治会を増やしましょうと。どうしたらいいんだろうということをやっていたのです。ここで、この後、自治会の加入数が減っているということもありまして、もう1回復活させていただいて、メンバーは過去にやっていたメンバーを中心に復活していただいた。何をするかという、こういった小冊子を作って、非常にいい、自治会の手引きといった大変立派なものがありました。『自治会に加入しませんか』というチラシがあると思うのですが、あれは自治会の活性化委員会です。特に一戸建てについては、強制加入はできないので、どうしたら加入できるかなど。都営団地は入居ときに100パーセント加入なのでそれは心配ないかと思うのですが、特に一戸建て、マンションの方は強制ではないので、その辺のところをどうやって加入率を増やしていくのか、これはさっき言った見守りとか、助け合いという話がありましたけれども、これにもつながると思います。
- ④要配慮者支援について。助け合いのところでは要支援の進め方ということで、こういうリストを作りましょうということ。基本的に自治会に加入していただくという、加入者でやるということですが、自治会は加入者以外でやるのはちょっと抵抗があるのですが、その辺のところ御回答いただければと思います。

(総務管財課) 団体という形で依頼しているケースがないもので、そういったご意見があったということで参考にさせていただけると幸いです。今現在の調査員の身分として、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員という位置づけになっておりまして、個人に対する謝礼という形になっております。確かに自治会の調査の運営という形で御協力いただく形は今後考えていかなければいけないと、ご意見を賜りたいというふうに思っています。

(市民生活課) 自治会長等登録変更届の提出について、継続の場合必要ないのではとの質問でございますが、今までは継続の方につきましても、こちらの方から個人情報の取扱いに係る確認ということで、例えば市役所の各課からの情報提供、国からの情報提供といったことを情報提供させていただいてよろしいか、ということの確認のため、毎年させていただいておったところです。中には、今まではいかなるどのような団体からも書類とか通知はいらぬから個人情報は流さないでくれという依頼をしたが、今年度も会長は変わらないがやはり市役所の各課からの情報提供がほしいとか、やはり消防署や警察署からの情報提供をほしいというような事例もございました。そのような確認もあって、従前、これまで会長が継続の場合でもご提出をお願いしていたところでありましたが、いただいたご意見をまた確認させていただきながら、何か方法があるかどうか検討していきたいと思っております。

(福祉推進課) 災害時要配慮者進め方の部分についてですが、市から提供する名簿は自治会の加入の有無にかかわらず、地域でとらえております。自治会に入っている、入っていないというのは把握していない状況です。

(子ども生活部長) 自治会活性化の取組みの復活ということ、昨年も検討してくれということで、検討するとお答えしたのですが、何もやらなかったということで申し訳ございませんでした。今、前のメンバーを中心にとということのお話を伺いましたので、会長さんが変わったところは自治会として出ていただいたところにもお声をおかけいたしまして、中断してから少し時間が経っておりますので、今年度中にまた結論を出すというのは早急なことはせずに、立ち上げて、完成の時期等を決めるなどのご相談をさせていただきたいということで、再開することはお約束したいというように思っております。

再質問：東大和市新堀自治会

国勢調査については、いわゆる自治会がこれだけあり、自治会の世帯が固まっているのに、なぜそういうことを取り組まないのかなということが1点です。費用は自治会の費用に充てれば、災害の備品を買ったりできますので、無駄なお金は出さないということと、自治会以外の人は回って行っても、あんまり気持ちのいいものではないです。会員以外で回っているというのは。

福祉推進課の話ですが、これを推進して助けてもらうのなら自治会に入ってくださいね、と逆に進めていただかないと。自治会の加入率がどんどん減っているのにいいチャンスではないですか。自治会に入っていない方はとりあえず加入してください、そういうことを進めていただかないと加入率は増えないということです。

市民生活課の変更届について、何であらためて必要なのかなと。個人情報でいろいろな課から情報をもらいたいというのは、出してるんだから、その文書がきちっと新しい文書で出しているのだったらいいですよ。新しく新規に一回全部出してください。この中では、この個人情報は市役所の中で使っているのか悪いのかという項目を作って、チェックを入れて、そういう方針があらためて新しく出るならいいんですけど、そういう項目をなしにして、ただ言われたからということで、その都度出してくださいではなくて、用紙がきちっと変わりました、内容が変わりましたと、その要するに個人情報として事前に情報を出しているか、出して悪いかという項目を作りましたので、あらためて出させていただきますというならわかりますけど、全然変わらない用紙でなぜずっと出しているのかなということで、検討してください。

(総務管財課) 確かに地域の特性など十分承知している方が調査に携わるのは一番よいかと思うのですが、その報酬を自治会の活動に使っていくということについては、私どもも今の調査員に対する報酬という考え方からした時に、こういった形で対応すべきなのかということが今までそういった形の事例がないものですから、今すぐに回答するということが出来ないのですが、自治会の方で推薦いただいた方をできるだけその地域に近いところの調査区にあてていくということは検討できるかと思えます。逆に、身近な人が近所の個人情報を入手してしまうことが、地域の人にも逆効果になってしまうことも事例としてありますので、そういったことを少しかんがみながら、いろいろなところで検討できればと思います。

再質問：東大和市新堀自治会

自治会はお金の話ではないんです。個人情報の話なのです。我々の世帯は全部うちで集めます。持ってくればいいわけですから。

(総務管財課) できれば、調査員という形で、推薦という形で誰か調査員をその自治会の区域の中で選考していただければと思っています。回答方法につきましては、もちろんインターネットとか、いろいろな方法で個人情報が出らないような形で回答する方法でございますので、ご承知いただければと思います。今の会長のご意見等につきましては、東京都の統計局の方にも意見を聞きながら対応していきたいというふうに思っておりますので、ご了承いただければと思います。

質問：新海道自治会

本日の資料の点についてお願いがございます。できれば、資料番号は全部つけてください。途中まで番号があったのですが、中央公民館や赤十字のはわからなくて、探した場合もありました。

もうひとつできれば電子データをください。電子データをいただければ、いろいろと大きいデータを紙などを保管しなくていい。過去の何年分のデータが紙データで溜まって邪魔な訳です。自治会長さんが変わるたびにそのデータをどんどん引き継いでいきます。できれば、電子データをいただいて、小さくまとめたいと思っているので、そういった形にすると非常にありがたい。

(市民生活課) 通し番号についてですが、工夫を考えていきたいと思っています。電子データにつきましては、メールアドレスをいただければ、私どもで送れるものにつきましてはメールにて送付させていただきますので、お申しつけください。

(東大和市新堀自治会) 電子データと言われましたけれども、私15年やっていてそんなに資料はいらない人です。毎年捨てますから。ファックス機能でもスキャンを今はできるので、必要な分だけ自分でスキャンすればいいのではないのでしょうか。市役所には災害のことやってもらったり、防犯のことやってもらったりしてもら方がいいです。通し番号ですけれども、団体が違うので、通し番号できないと思います。同じ役所の中ではいいですけど、赤十字は全然別団体なので、これを全部通し番号をとというのはちょっと難しいと思います。

(新海道自治会) ありがとうございます。通し番号につきましては理解いたしました。紙なのですが、紙の印刷も結構なお金がかかっていると思ひまして提案しました。

(子ども生活部長) メールでのご希望であれば、できる部分は検討したいと思っております。

質問：多摩湖畔自治会

空き地や空き家の問題なのですが、かなり空き家や空き地が増えて困っています。そのへんの問題については、どういうふうに自治会と市役所が連携できるのか、できないのか、その辺りいかがでしょうか。

(子ども生活部長) 防災の担当が中心になってやっており、どのような進捗状況かというのはお話しできませんので、会長の方にご連絡いたしますのでよろしくをお願いします。

質問

市民センター等の予約について、借りる場合には市の方に連絡しないといけないのですか。予約方法を見ると、直接ではいけないのですか。

もう1点質問があるのですが、補助金の申請について、ホームページから申請用紙などはダウンロードできるのですか。もしダウンロードできるようにされるのであれば、PDFではなくて、ワードか何かにしておいていただきたい。

(市民生活課) 直接予約できるのですが、こちらの事前予約ということで利用月の前々月の15日までに市民生活課にお申し出いただければ、一般の予約よりも早くおさえさせていただき手続きをさせていただきますので、もしそういったことがございましたら、市民生活課にご一報いただければと思います。ワード添付の件、承知しました。

(自治会) 予約については、どちらもよいということですか。

(市民生活課) どちらでも結構です。一般の予約も可能でございます。

(自治会) そういうふうに書いていただきたい。資料を見ても理解できなかった。

質問：東大和グリーンタウン団地管理組合

昨年、第1回のマンションの理事長会議をやったということですがけれども、また管理組合の理事長だけの集まりというのは開いていただけるのでしょうか。管理会社に対する内容とか、いろいろなご相談をしたいこともありまして。

(市民生活課) 今年度のマンション管理組合理事長会議ですがけれども、来週の5月29日の金曜日午後7時から、こちらの会議棟でやることで、5月上旬ころにご案内をさせていただいております。

(子ども生活部長) 昨年の例をみますと管理組合間で問題になっていること、管理費のこととか、情報交換をけっこうされたようでございます。

質問：栄三丁目自治会

1点目は国勢調査の件です。先ほどの会長さんからの話で、ぜひそういう方向でやっていただきたいなと思います。私も過去2回、国勢調査に携わっているのですが、けっこう辛いんです。今年はやめたということで登録はしていないのですけれども、ただ、自治会単位でやらしていただけるのであれば、そこに関係する人を動員すれば、わりあいわかっているところもありますから。自分のわかっている地域であれば、今は郵送で、インターネットであれば個人情報という意味ではまったく我々は知らなくて送れることができます。ただ配付については、わかっている地域でやれば、またはその中で役員数名でやれば非常に合理的に時間をかけなくてできるんですね。地域のことから、この人は夜遅いとか、朝早いとかだいたいわかっておりますから、そういう意味で非常に友好的な時間で、

短時間でできるとありますから、もし自治会単位での登録であればちょっと考えていいのかなと思っています。その時に、例えば80人に1人が40人に1人ぐらいの形であれば、非常に効率がいいわけですね。ですから、人数と調査する世帯数を含めて、ちょっと検討していただきたい。要するにいかにもうまくやるかということですが重要なので、過去にこういう例がないからダメじゃなくてなくても新しくこういう形でやっっていこうよと。ぜひこれをお願いしたいと思います。その回答によって栄三丁目は考えたいと思います。

2点目は自治会の活性化の話です。自治会の活性化の会議をまたやりますということ、一応、お約束していただけたのかなと思っていますが、やはり一戸建てよりマンションの世帯数が多いという中で、マンション管理組合もやはり自治会の一部という考え方の中で、こういうところに呼び、また、マンション管理組合の人も別に会議をやるということですから、自治会の活性化の委員の中にマンションの人たちも入れていくという、東大和全体で考えるということをやっていかないとまずいのかなというふうに考えています。資料No.3の9のところ、世帯数それから加入率、要するに自治会の加入率が減ったようですが、これは当たり前前で、マンション管理組合、要するにマンション地域の人たちの世帯数が増えている。ここは、自治会がないんですね。カウントすればするほど下がっていきます。ですから、一戸建ての地域で自治会のある地域だけみたとときにどうなのか。要するにこの表現の仕方を2つにやってあげないと単純にどんどん下がっている。本当に下がっているかといったら、マンションの住んでいる地域、管理組合が増えているから相対的に下がるという数字じゃないかと思うんです。ですから、このへんの表現の仕方というのを市民生活課はよく考えてやっていかないと、なにかいたずらに自治会の加入率が減っているという読み方になりますけど、決してそうじゃないと思うんですよ。ですから、このへんはよく考えていただきたいのと、加入率の低下について、やはり毎年言っているんですけど、市役所さん何をやっているのですか、という部分で何をやりますということがなかなかでてこない。言えといってもなかなか難しいと思うんですね。やはりその中では、自治会の活性化、マンション管理組合を含めて、東大和市としての活性化をどうすればいいかという検討会をぜひやっていただきたいなというふうに思います。

(総務管財課)

国勢調査の件ですが、先ほどの自治会に委託するという点について、担当で調べてみたところ、法人格をもっている自治会ということであれば委託が可能そうです。会長からご提案がありました自治会で推薦された方をできるだけそのテリトリーの中で調査員としてあてがうことというのは、できるのではないかなと思います。ただ、調査区というのが、国から割り振られた調査区になってしまして、これを形を変えるということができないので、例えば栄三丁目の部分がすべて1つの調査区でおさまっているということではなくて、となりの自治会のエリアまで1つの調査区になっている可能性もありますので、その場合はそのエリアまでも調査をしていただくという形になってしまうということがございます。また、詳しいことは東京都などに確認しながら進めていきたいと思いますが、今現状ではそういうような形でやっていくということでございます。

(子ども生活部長) 戸建ての加入率ですが、そういうような数字というのは加工すればできますので、また次回のときにはそのような数字もお示しできるのかなと思っています。それからマンションの方で自治会組織はないのですが、自治会組織と同じような活動をなさっている方もけっこういらっしゃいますので、その辺も踏まえて活性化委員会を再開したいなというふうに思っているところでござ

います。それから、何をやればいいのかということでございますけれども、中間まで検討していただいた中でこういうこともなんていうようなことは徐々に始めてきているところでございますけれども、決定打がないなというところは我々も承知しているところでございます。また、再開させていただきますので、その時には今までのメンバーの方にはまたご相談させていただいて、どんな形で再開したらいいのかということもご相談させていただけたらと思っております。

(司会)

以上をもちまして、平成27年度自治会長等会議を終了したいと思います。なお来月は環境月間ということで、6月1日に市役所中庭で環境市民の集い並びに保健センターにおきまして無料歯科検診が開催されます。本日は長時間、どうもありがとうございました。